

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「利は人の喜びの陰にあり」を基本理念として、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切に、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」、店舗理念「100年続く店づくり」を柱に、企業目的を達成し企業価値を向上させていくために経営の有効性と効率化を高めること並びに変化する経営環境に対して迅速な意思決定や機動性の向上を図っていく必要があると考えております。

また、経営の健全性を高めるために、経営監視機能の強化として、内部統制システム構築による自主点検及び内部監査による法令遵守(コンプライアンス)チェックがますます重要性を増してきていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 2—2】

当社は、「企業倫理規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知及び浸透を図っております。

また、当該倫理が正しく実践されているか否かを検証するため、年1回、幹部社員参加の営業戦略会議にて代表取締役をはじめとする経営陣が直接説明・確認を行い、それを受け幹部社員がそれぞれの部署・事業所の従業員に対し朝礼にて説明・確認を行っております。

なお、確認の結果は幹部社員により集約され取締役会に提出されており、取締役会はその内容をもって情報の共有と当該倫理の浸透度の確認を行っております。

今後、当該倫理が実質的に理解・尊重される文化・風土の醸成に継続して取り組んでまいります。

【補充原則 2—3】

当社は、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応を重要なリスク管理の一部と認識し、地域社会との協調を積極的に図るため、「企業倫理規程」において「社会との関係」等について規定し、環境・社会・コンプライアンスに対し積極的かつ能動的な対応を行い、社会的責任を果たすことで持続可能な社会の形成に貢献してまいります。

当社のESGの取り組み方針、重点的に取り組む課題、具体的な取り組み内容については、当社ウェブサイトへの掲載を今後検討してまいります。

【補充原則 4 - 1】

当社取締役会は、現在、代表取締役の後継者計画について具体的な監督は実施しておりません。また、後継者の育成計画についても、社歴や代表取締役の年齢等を踏まえ、喫緊の課題として取締役会での具体的な議論は行っておりませんが、今後検討してまいります。

【原則 4 - 2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、取締役・幹部社員等からの提案・具申は「企業理念」を実現していくうえで不可欠であると認識しております。そのため、取締役会は提案・具申のあった内容について活発に議論・検討を行い、承認された事案は担当取締役等が中心となり速やかに実行するなど、迅速・果敢な意思決定を支援しております。

また、取締役会ではリスクを適切に把握・管理するため、リスク管理委員会の設置や業務の適法性・適正性を確保する内部統制システムを構築し、体制の整備を行っております。

なお、説明責任の確保に向けては、取締役会において、社外取締役よりビジネス上の観点からの意見や今後の財務的なインパクトに関する意見を、税理士である監査役より財務的なアドバイスを聴取する等しております。加えて、管理部門から社外弁護士事務所に確認も行っております。

社内取締役の報酬については、担当職務、貢献度、各役員の役位等に応じた固定報酬と業績等に応じた賞与としております。今後、社内取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として業績連動型報酬の導入を検討してまいります。

【補充原則 4 - 2】

当社は、当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し、株主の負託に応えるべく、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針としております。

社内取締役の基本報酬等は、役位、職務、貢献度、在任年数等に応じた月例の固定報酬と、当社の業績、各取締役の担当職務の内容等を考慮した事業年度末の賞与で構成し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定しております。社外取締役の報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、月例の固定報酬のみとしております。

また、取締役の報酬等の内容の決定方法は、取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役社長に一任しており、担当職務・貢献度・各役員の役位等を総合的に勘案して決定しております。

今後、社内取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的として業績連動型報酬の導入を検討してまいります。

【補充原則 4 - 2】

当社取締役会は、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題への対応を重要なリスク管理の一部であり、なおかつ収益機会であると認識し、地域社会との協調を積極的に図るため、「企業倫理規程」において「社会との関係」等について規定し、環境・社会・コンプライアンスに対し積極的かつ能動的な対応を行い、社会的責任を果たすことで持続可能な社会の形成に貢献してまいります。

人的資本や知的財産への投資等についてはいまだ検討中ですが、中期経営計画においてブランド価値を高め、更なる成長と安定した収益基盤の確保を目指しており、既存ブランドの維持のための人材育成を念頭に、経営資源の配分及び開示について今後検討してまいります。

【補充原則 4 - 3 】

取締役会は、経営陣・取締役の選解任について、単年度の数値目標の達成度及び会社の業績をもとに、その役位・役割及び実績等を勘案し、社外取締役からの意見を踏まえたうえで代表取締役が提案する内容について審議、決定しております。

公正かつ透明性の高い手続きについては、今後検討してまいります。

【補充原則 4 - 3 】

当社では、指名委員会等の独立した諮問委員会を設置しておりませんが、代表取締役社長の選解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社外取締役の出席する取締役会において、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく育成した経営陣幹部の中から資質を備えた代表取締役社長を選任しております。

【補充原則 4 - 3 】

当社は、代表取締役社長の解任を判断するための具体的な評価基準を設けておりませんが、代表取締役社長がその機能を十分に果たしておらず、重大な不祥事や著しい経営不振など解任に相当すると判断される事由が生じた場合には、社外取締役の出席する取締役会において、代表取締役社長の解任の可否を検討してまいります。

【補充原則 4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、経営者や会計士などから経験・見識・専門性を考慮した社外取締役を選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。

なお、社外取締役のうち1名は会計専門家として豊富な経験と知識を有し、社外監査役のうち1名は税理士として企業税務等に精通しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

本報告書提出日現在において女性取締役は1名、外国人取締役は現状では適任者がいないため選任しておりませんが、ジェンダーや国際性といった多様性確保についても引き続き検討してまいります。

また、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価の開示については今後検討してまいります。

【補充原則 5 - 2 】

当社は、ホームページにおいて中期経営計画を開示しており、各事業ポートフォリオについても記載しておりますが、より内容を充実させる方針であり、各事業ポートフォリオに対する経営資源の配分や今後の方針等の記載も検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1 - 4 .いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有の縮減に関する方針

当社は、中長期的な視点での成長が重要であると考えております。このため、当社の事業の継続や企業価値の向上に資すると判断した企業の株式については取引関係維持・強化による当社の企業価値向上のため保有はいたしておりますが、保有は必要最小限としております。

なお、株式の保有が適切ではないと判断した場合は、市場への影響等を総合的に考慮したうえで売却することといたしております。

2. 政策保有株式にかかる検証の内容

取得する政策保有株式ごとに主管部署を決め、戦略的意義や経済合理性(資本コストも含む)を総合的に勘案して保有の可否を判断しております。

また、上場株式については、取締役会において年1回、個別の銘柄ごとに取得目的の達成状況や中長期的な経済合理性(資本コストも含む)、将来の見通し等を検証し継続保有の可否を判断しております。

3. 議決権の行使

政策保有株式の議決権の行使については、取引先とのコミュニケーションの重要な手段の一つであると認識しております。このため、議決権の行使にあたっては主管部署が当社と取引先との中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて判断し、稟議承認を得たうえで適切に行っております。

【原則 1 - 7 .関連当事者間の取引】

当社は、「取締役会規程」の定めに基づき、取締役その他の関連当事者との利益相反取引については、取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしております。また、「関連当事者取引管理規程」の定めに基づき、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関するアンケート調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証しております。

【補充原則 2 - 4 】

当社は、社内における人材の多様性を確保し、多様性による組織内活力を創造すべく、女性・外国籍の人材を可能な限り積極的に活用するとの方針のもと、自己申告書の実施、育児休業の取得率向上、育児短時間勤務制度の活用、有給休暇の取得率向上、残業時間の削減、外国籍人材の採用等を行い、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な人材を確保できる環境を整備し、会社の持続的な成長が図れるよう努めております。

また、女性や外国籍社員の採用、適正配置と活用、女性管理職の登用にも積極的に取り組む方針であり、施策や目標設定、及びその開示については今後検討してまいります。

【原則 2 - 6 アセットオーナーとして期待される機能】

当社は、確定給付企業年金制度を採用しておりませんので本原則には該当いたしません。

【原則 3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、経営計画を当社ウェブサイト、決算説明会資料にて開示しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書 1.1 基本的な考え方をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し、株主の負託に応えるべく、当社の業績、経営環境等を考慮したうえ、担当職務、貢献

度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針として、2021年6月25日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

社内取締役の基本報酬等は、役位、職務、貢献度、在任年数等に応じた月例の固定報酬と当社の業績、各取締役の担当職務の内容等を考慮した事業年度末の賞与で構成し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。社外取締役の報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、月例の固定報酬のみとしております。また、取締役の報酬等の内容の決定方法は、取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役社長が担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名に当たり、豊富な経験と幅広い見識、専門的知識有し、当社が期待する役割を果たし、適切に職務を遂行できる方を選任する方針であります。

当社において、部長や室長、店長以上は経営幹部と考え、その選解任等については取締役会決議としております。なお、経営幹部の選解任について明文化したものはなく、諮問委員会も設置していませんが、リーダーシップや事業に対する理解度、実績を考慮し、事前に十分に審議を行ったうえで取締役会に上程しております。最終的な判断は代表取締役の推薦とし、取締役については株主総会にて承認が行われます。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
社外取締役候補者・監査役候補者

株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を開示しております。定時株主総会招集ご通知を参照ください。

社内の取締役候補者・監査役候補者

株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示しておりますが、推薦の理由は記載しておりません。今後は、社内の取締役候補者・監査役候補者についても株主総会参考書類に推薦の理由を記載する方針であります。

なお、本報告書提出日現在の現任の取締役及び監査役について、選任当時の推薦理由は以下のとおりとなっております。

〔取締役候補者及び監査役候補者推薦理由〕

(鶴飼 正紀)

創業家の一員として当社の運営・経営に長く携わり、2013年6月からは取締役会長を務めております。当社の事業に幅広く精通し、株主視点を活かして経営を監督するとともに、取締役の立場で創業の理念を伝えることで持続的な当社の成長に貢献しており、これまでの実績を踏まえ、会社の更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(紺野 俊也)

入社以来、飲食事業に従事し、洋食事業部総料理長、洋食事業部長、事業本部長兼経営企画室担当等の要職を歴任し、2020年6月から代表取締役専務を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と企業経営全般に関する知見を活かし、強いリーダーシップをもって当社を牽引しており、会社の持続的な成長と企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

なお、本報告書提出日現在は、代表取締役社長を務めております。

(峰尾 亨)

入社以来、飲食店舗、美術館運営及び経営管理業務に従事し、店長、館長、洋食事業部長等を経て、2018年2月から常務取締役管理本部長兼文化事業部担当を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の経営基盤の強化と更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(松崎 城康)

入社以来、飲食店舗運営及び企画業務に従事し、店長、洋食副事業部長、営業推進室長、和食事業部長等を経て、2020年6月から取締役企画推進部長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(渡辺 登美男)

入社以来、飲食店舗及び物販事業運営の業務に従事し、店長、洋食事業部長、営業戦略室長等を経て、2020年6月から取締役物販事業部長兼品質管理室長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(笹野 雄一郎)

入社以来、飲食店舗運営の業務に従事し、料理長、洋食事業部総料理長、海外戦略室長等を経て、2020年6月から取締役飲食事業部長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(斎藤 寿美子)

入社以来、経営管理及び経営企画の業務に従事し、管理部経理課長、経営企画室課長等を経て、2020年6月から取締役経営企画室長を務めております。これまで培ってきた豊富な業務経験と知見を活かし、事業全般の業績向上に十分な役割を果たしており、これらの実績を踏まえ、会社の経営基盤の強化と更なる企業価値向上を実現するための適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(久保田 勇一)

入社以来、料理長、店長、内部監査室長等の要職を歴任し、当社の組織、事業、業務プロセス等に精通しております。これまで培ってきた豊富な経験や知見を実効性の高い監査役監査に活かし、経営の監視・監督などの役割を十分に果たしており、これらの実績を踏まえ、更なる経営の監視機能強化に資するものとして適切な人材であると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。

【補充原則 3 - 1 サステナビリティの取り組み】

サステナビリティについての取り組み

当社は、経営戦略と一体的にサステナビリティへの取り組みを推進しており、取り組み状況について、今後当社のホームページ等で開示することを検討しております。

人的資本、知的財産についての取り組み

当社では、中期経営計画においてブランド価値を高め、更なる成長と安定した収益基盤の確保を目指しており、既存ブランドの維持のための人材育成を念頭に、経営資源の配分及び開示について今後検討してまいります。

【原則 4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する事項を定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしているほか、組織変更等に応じて、常に見直しが行われる仕組みを構築しております。

取締役会は、四半期に1度、年度末及び株主総会後に定時取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。

【原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、人的、資金的、取引、その他の利害関係の有無など、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が発生するおそれがない人物であること、並びに高い専門性及び幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えた人物であることを独立社外取締役の候補者選定基準としております。

【補充原則 4 - 10 】

当社は、監査役会設置会社であって、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、経営陣の指名・報酬について、独立社外取締役の意見を求める場を設けるなど、公正かつ透明性の高い手続きに則って行っており、取締役会等における独立社外取締役の役割は有効に機能していると考えております。

しかしながら、より独立性・客観性を強化する等の必要性に鑑み、指名・報酬について任意の独立した諮問委員会の設置を必要性も含めて今後検討してまいります。

【補充原則 4 - 11 】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保するため、各事業や喫緊の課題に精通した社内取締役と、経営者や税理士などから経験・見識・専門性を考慮した社外取締役を選任しており、取締役会の役割・責務を実効的に果たすことが出来る構成であると考えております。

なお、社外取締役のうち1名は会計専門家として豊富な経験と知識を有し、社外監査役のうち1名は税理士として企業税務等に精通しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

本報告書提出日現在において女性取締役は1名、外国人取締役は現状では適任者がいないため選任していませんが、ジェンダーや国際性といった多様性確保についても引き続き検討してまいります。

また、スキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示することも検討してまいります。

【補充原則 4 - 11 】

当社は、社外取締役・社外監査役がその役割・責務の適切な遂行に必要な時間・労力を確保するため、他の上場会社役員を兼任する場合、その兼任数はおおよそ4社程度を目安としております。各社外取締役・社外監査役の他の会社を含む重要な兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則 4 - 11 】

当社は、現在、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めていませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【補充原則 4 - 14 】

当社は、取締役・監査役に対して、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。当社は、トレーニングに関する情報提供を行うとともに、社内規程に基づき費用を負担し、取締役・監査役がトレーニングを行う環境づくりに努めております。

【原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に活かしていくべきであると考えております。そのため、IR体制を整備し、当社ウェブサイト、東証の任意開示を活用した情報公開を行い、当社の経営方針や中期経営計画に対する株主の理解を得るよう努めております。また、株主や投資家からの照会や取材にも積極的に対応しており、対話（面談）の申込を受けた場合には当該面談の目的を十分検討し、合理的な範囲で対応することとしております。

株主との建設的な対話を促進するための体制としては、管理部財務・IRグループをIR担当部署とし、常務取締役執行役員管理本部長がIR活動を管掌し、社内の関連部門と連携しております。IR担当部署にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を原則半期に1回開催し、代表取締役社長または管理部IR担当が説明を行っております。なお、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的な成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般社団法人鶴飼家持株会	1,182,000	22.55

京王電鉄株式会社	590,000	11.25
キッコーマン株式会社	498,800	9.51
株式会社青山財産ネットワークス	200,000	3.81
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.90
株式会社群馬銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	72,000	1.37
多摩信用金庫	70,800	1.35
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	40,000	0.76
三井住友海上火災保険株式会社	30,700	0.58
エノテカ株式会社	30,000	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 光男	他の会社の出身者											
渡邊 啓司	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 光男	○	——	(株)ティップネスの代表取締役社長を務められていた等、長年にわたり経営の第一線に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し社外取締役として選任しております。 当社と吉田光男氏とは人的関係、資金的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。 また、吉田光男氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であることから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

渡邊 啓司	○	——	会計専門家としての豊富な経験と専門知識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行い、企業統治における意思決定の透明性に寄与していただけるものと判断し社外取締役として選任しております。 当社と渡邊啓司氏とは人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。 また、渡邊啓司氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であることから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役会は、会計監査人より期初に監査計画の概要について説明を受けるとともに、四半期レビュー・期末監査に先立ち、情報共有と意見交換のディスカッションを実施することにより監査の実効性を高め、監査結果について報告を受け、会計監査人監査の相当性を判断する等会計監査人との連携を図っております。

常勤監査役は、内部監査部門と期初に内部監査方針・監査計画について意見交換を行うとともに、内部監査結果について詳細報告を受け、抽出された課題について意見交換を行う等連携を図っております。

また内部監査部門は内部統制の整備及び運用状況の評価等を行っており、会計監査人と連携して業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 喜彦	他の会社の出身者													
西牧 良悦	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 喜彦	○	——	他社で長年にわたり財務部門に従事あるいは管掌した経験から経営管理の専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を活かして、当社取締役の業務執行の監査に留まらず、企業統治における意思決定の透明性に寄与していただけるものと判断し社外監査役として選任しております。 当社と佐藤喜彦氏とは人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。 また、佐藤喜彦氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
西牧 良悦		——	税理士として専門的な知見を有しており、財務及び会計の観点から監査体制の強化を図ることができるものと判断し社外監査役として選任しております。 当社と西牧良悦氏とは人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

記載事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は2007年6月28日開催の第25回定時株主総会及び2007年7月5日開催の取締役会において、取締役8名に対し、退職慰労金要支給額相当の株式報酬型ストックオプション1,866個(普通株式186,600株)の発行を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

内規に基づく退職慰労金要支給額相当のストックオプションであるため、付与対象者を社内取締役としております。現在まで6名の取締役が退任し、株式報酬型ストックオプション1,803個(普通株式180,300株)の行使が完了しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第39期(2020年4月1日から2021年3月31日までの)役員報酬(単位:千円)

取締役 11名(うち社外取締役2名)
報酬等の総額 183,103(8,775)

監査役 4名(うち社外監査役3名)
報酬等の総額 13,705(9,330)

合 計 15名(うち社外役員5名)
報酬等の総額 196,808(18,105)

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、当社の業績と企業価値の中長期的な向上を実現し、株主の負託に応えるべく、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、適切な水準で決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月9日開催の取締役会にて決議し、同年6月25日開催の取締役会にて改定しております。

社内取締役の基本報酬等は、役位、職務、貢献度、在任年数等に応じた月例の固定報酬と当社の業績、各取締役の担当職務の内容等を考慮した事業年度末の賞与で構成し、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。社外取締役の報酬等は、経営への監督機能を有効に機能させるため、月例の固定報酬のみとしております。また、取締役の報酬等の内容の決定方法は、取締役会において報酬限度額内の範囲内で総額を決議し、個人配分は代表取締役社長の紺野俊也が担当職務、貢献度、各役員の役位等を総合的に勘案し、決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成し、各監査役の報酬額は、監査役会において報酬限度額内の範囲内で個人配分を決議しております。

なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、決定手続きに関して透明性のある当社にあった役員報酬制度となるよう、引き続き検討をしていく所存です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、予め取締役会事務局より報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a 取締役会

取締役会は、現在9名の取締役(社外取締役2名を含む)で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定時取締役会は四半期に1度、年度末及び株主総会後に開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催しております。

b 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名(社外監査役2名を含む)で監査役会が構成されております。監査役会は、監査役会規程に定められた事項に基づき、取締役及び取締役会に対する監査機能を働かせており、原則として3ヶ月に1回定期的に開催し、臨時監査役会も必要に応じて開催しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査及び重要な事項についての報告を受けております。

c 営業戦略会議

会社法上の機関とは別に当社は、営業戦略会議を設置しており、取締役、常勤監査役及び各店長等で構成され、原則として3ヶ月に1回開催しております。ここでは経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識及び経営判断情報を共有しております。

d 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査室(1名)を設置し、年間監査計画に基づき、業務の有効性、効率性、及びコンプライアンスの観点から各部門及び事業所に対して業務監査を実施し、アシュアランスや改善提案を行っております。また、財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法で定められた内部統制報告制度に沿って、内部統制の整備及び運用状況の評価等を実施しております。なお、内部監査の結果につきましては、社長及び事業所長に報告するとともに、改善状況についてのモニタリングを実施しております。

内部監査室は、常勤監査役に対して内部監査の結果報告及び情報交換を行い、連携を図っております。

e 会計監査の状況

会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき特別の利害関係はありません。

当期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

公認会計士 戸田栄

監査業務に係る補助者は、公認会計士(5名)、会計士試験合格者等(6名)及びその他(8名)により構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会、営業戦略会議、その他の会議体等がそれぞれ適切に運営されております。

また相互の連携も適切に図られており、コーポレート・ガバナンスに効果を発揮していると考えております。

また当社は、監査役会設置会社として社外取締役2名を含む取締役9名で取締役会を構成し、社外監査役2名を含む監査役3名が取締役の職務の執行を監査し、コーポレート・ガバナンス体制の確立に努めており、有効に機能していると判断しているため、現状の体制を維持することとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定の招集通知発送日より早い時期の発送に努めております。 直近に開催された第39回定時株主総会(2021年6月25日開催)におきましては、招集通知の発送日(6月8日発送)から総会開催日まで中16日を確保し、法定より2日早い招集通知の発送を行いました。 なお、株主様へ早期に情報をご提供する観点から、招集通知の発送前(6月5日)に当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会の集中日を回避して開催するよう努めております。 第39回定時株主総会においては、2021年6月25日(金曜日)に開催いたしました。
その他	株主総会の実施に際し、業績への理解度を深めていただくために映像を多用した事業報告のビジュアル化を図っております。また、開催場所につきましては主要駅付近とし株主の皆様の利便性を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期及び期末決算毎に会社説明会を実施することを基本方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR活動の一環として、自社ホームページの「株主・投資家情報」にて、決算短信や有価証券報告書等の開示資料のアーカイブをはじめ、財務情報や業績速報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理部 財務・IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程「企業倫理規程」において、基本理念「利は人の喜びの陰にあり」、経営精神「当社にかかわるすべての人々を大切に、そしてそのすべての人々により大切にされる企業でありたい」を掲げ、すべての役員及び従業員にその周知徹底を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムに関する役職員の職務執行の基本方針を取締役会にて決議し、整備を進めております。

【内部統制システムの構築に関する基本方針】

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、現在9名(社外取締役2名を含む)で構成されており、取締役会規程に定められた事項の決議及び報告を行い、迅速かつ確かな経営判断を行うため、定時取締役会は四半期に1度、年度末及び株主総会後に開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催する。
- (2) 取締役会は、予算管理規程に基づき、経営方針を踏まえた経営計画を定め達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく本社及び事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施する。また、中期事業計画を策定し、これに基づく事業分野ごとの業績目標、予算を設定する。さらに、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理、評価する。
- (3) 常務会は、常務会規程に基づき毎月開催し、取締役会の招集及び提出議案に関する事項を付議する。
- (4) 営業戦略会議は、これを原則3ヶ月に1回開催し、経営幹部が経営課題を討論することにより問題意識及び経営判断情報を共有する組織体とする。
- (5) 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌規程に従った会社組織を制定し、職務権限規程に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図る。
- (6) 内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。当該文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- (2) 文書管理規程、機密管理規程及び個人情報保護規程を定め、情報の保存及び管理に関する基本的事項を明確にし、適切かつ厳重に管理する。
- (3) 基幹システムをはじめとするIT(情報技術)環境の適切な整備、業務プロセスのIT化を通じて、ITの適切な管理、統制を実現することにより、経営に必要な情報を保存及び管理する体制を構築する。
- (4) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にし、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程等のリスクに関連する諸規程を定め、危機管理に関する基本的事項を明確にする。
- (2) 経営戦略上のリスクについては、必要に応じ取締役会で審議し、リスクの最小化を図る。
- (3) 業務運営上のリスクについては、リスク管理委員会を設置し、専門部会として経営リスク分科会、労務・安全衛生分科会、コンプライアンス分科会、防災リスク分科会、環境リスク分科会、品質管理分科会、情報システム分科会、雇用・人事リスク分科会の8つの分科会を設置する。各分科会で審議し経営企画室が統括することにより、リスクの予防及び抑制を図り、リスクが発生した場合の危機管理を行う体制とする。
- (4) 各事業所においては、担当事業に関するリスク把握に努め、発生したリスクの低減、再発防止に取り組み、必要に応じて取締役会での審議及び検討を行う。
- (5) 内部監査室は、リスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため経営理念、企業倫理規程を定め、会社全体として適用される行動規範を定める。
- (2) リスク管理規程、コンプライアンスマニュアルを定め、法令及び定款への遵守に関する基本的事項を明確にする。
- (3) 法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンス分科会を設置し、担当役員は取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るための必要な諸活動を推進し、管理する。
- (4) 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査機能の充実のために、監査役会からの要請に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

(2) 当該使用人の人事異動及び人事評価においては、監査役会の同意を得ることとして、独立性の確保を図ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、法定事項の他、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項、内部監査室の活動概要、内部統制に関する活動概要の状況を監査役に報告する。

(2) 監査役と代表取締役、取締役との連絡会を定期的開催し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
また、代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令及び定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役及び監査役会に報告する。

(3) 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

(1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けた時は、監査役の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との十分な連携を図る。監査役及び監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要な意思決定過程及び業務の執行状況を把握するための営業戦略会議等の重要会議に出席する。

(2) 監査役は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」を定め、財務報告の信頼性を確保する。

(2) 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で臨むことを「企業倫理規程」に定め、関係排除に取り組む。

(2) 反社会的勢力に対しては、業界、地域社会と協力し、また、警察、顧問弁護士等の関係機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

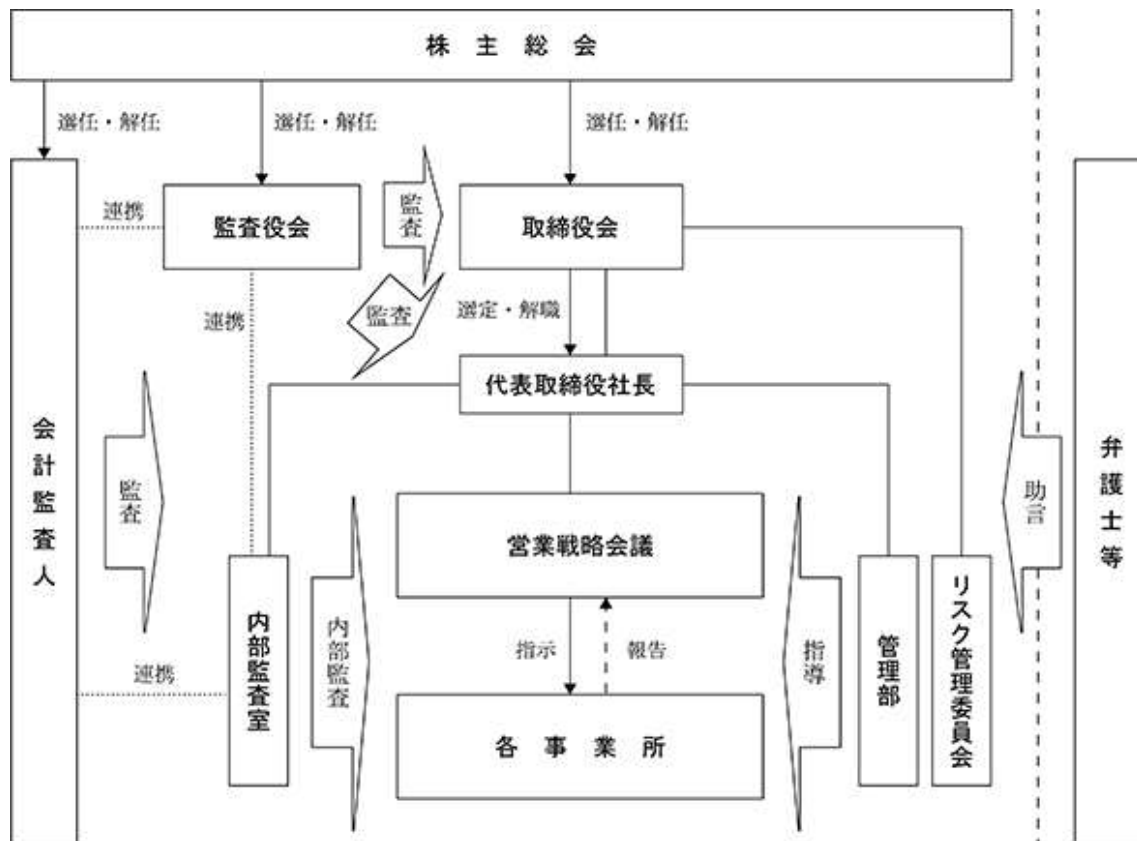
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

【コーポレート・ガバナンス体制の概要(模式図)】



適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 決定事実に関する情報

重要な決定事項については、四半期に1度、年度末及び株主総会後に開催される定時取締役会、並びに必要に応じて開催される臨時取締役会において決定されております。また、会社の業務執行に関する重要事項について個別経営課題を協議する場として、取締役・常勤監査役・各店長等で構成される営業戦略会議を原則3カ月に1回開催しております。監査役は、これら取締役会および営業戦略会議などの重要な会議に出席し意見を述べるなど、業務執行面における監査等を積極的に行っております。これにより決定される重要事実、証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」という。)に従い、開示が必要か否かを管理部・管理本部長で検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。さらに、必要に応じて会計監査人並びに証券取引所等による監査および助言・指導等を受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2. 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署(本社各部室、各事業所等)から速やかに情報開示担当役員に情報が集約されるとともに、取締役に対して報告がなされます。その後、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かを管理部・管理本部長で検討し、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて会計監査人並びに証券取引所等による監査および助言・指導等を受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部門において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的な決算を取締役会において承認し、当日速やかに決算情報を開示しております。また、監査役は随時、期中の業務執行に対し目を配っており、会計監査人による監査も期末に偏ることなく充実した会計監査が行われております。これにより迅速、正確かつ公平な会計情報を開示することに努めております。

4. 適時開示情報

適時開示を行った情報につきましては、その後遅滞なく自社のウェブサイト上に掲載し開示の徹底を図っております。

以上

【適時開示体制の概要(模式図)】

